
秩父市産業支援メール vol. 50 (11/29 号)

【編集・発行】秩父市役所 産業支援課

※このメールは、配信申込みをいただいた事業者の皆様、
産業支援機関、関係行政機関、当課職員と名刺交換
させていただいた皆様に配信しています。

※配信中止ご希望の方は、件名を「配信中止希望」と明記し、
次のアドレスに送信してください。

sangyo@city.chichibu.lg.jp

◎特定（産業別）最低賃金の改正のお知らせ

10月1日から埼玉県最低賃金は時間額956円となりました。
埼玉県最低賃金は、県内の事業場で働くすべての労働者に適用されます。
さらに、12月1日から5業種の特定（産業別）最低賃金の時間額がそれぞれ、
非鉄金属製造業：974円
電子部品等製造業：981円
輸送用機械器具製造業：990円
光学機械器具等製造業：990円
自動車小売業：988円
となります。

使用者も、労働者も、最低賃金を必ず確認しましょう。

▼▼詳細・お問合せはこちら(埼玉労働局HP)

https://jsite.mhlw.go.jp/saitama-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/chingin_kana_roudou/saitei.html

[お問い合わせ先]

秩父労働基準監督署

TEL：0494-22-3725

埼玉労働局賃金室

TEL：048-600-6205

【配信登録と解除の方法】

◎件名を「配信（中止）希望」と明記し、
下記アドレスに送信してください。

sangyo@city.chichibu.lg.jp

秩父市役所 産業観光部 産業支援課

368-8686 秩父市熊木町8番15号（秩父市歴史文化伝承館3階）

TEL 0494-25-5208 FAX 0494-25-0136

E-mail: sangyo@city.chichibu.lg.jp
